

議 案 第 78 号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、松戸市文化会館条例ほか31の条例に規定する使用料等の額を改定するため。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(松戸市文化会館条例の一部改正)

第1条 松戸市文化会館条例（平成4年松戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条、第16条関係）

1 ホール使用料								
使用区分			使用時間		午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時		
大ホール	ホール	平日	円	円	円	円		
		土・日曜祝日	57,200	100,100	128,700	257,400		
	楽屋1	440	770	990	2,200			
	楽屋2	440	770	990	2,200			
	楽屋3	330	550	770	1,650			
	楽屋4	330	550	770	1,650			
	楽屋5	330	550	770	1,650			
	楽屋6	660	1,210	1,540	3,410			
	楽屋7	1,100	1,980	2,530	5,610			
	楽屋8	330	550	770	1,650			
	楽屋9	660	1,210	1,540	3,410			
	楽屋10	220	440	550	1,210			
	小ホール	ホール	平日	12,100	20,900	27,500	55,000	
土・日曜祝日			14,300	25,300	33,000	66,000		
楽屋1		550	990	1,210	2,750			
楽屋2		440	770	990	2,200			
楽屋3		440	770	990	2,200			
楽屋4		440	770	990	2,200			
楽屋5		440	770	990	2,200			
楽屋6		660	1,210	1,540	3,410			
楽屋7		770	1,320	1,760	3,850			
楽屋8	220	440	550	1,210				

2 会議室等使用料					
使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
		円	円	円	円
大会議室		2,860	5,060	6,490	14,410
中会議室		1,320	2,310	2,970	6,600
小会議室		880	1,540	1,980	4,400
和室		2,200	3,850	4,950	11,000
リハーサル室		3,190	5,610	7,150	15,950
音楽練習室 1		1,210	2,090	2,750	6,050
音楽練習室 2		550	990	1,210	2,750
レセプションホール		13,200	23,100	29,700	66,000
スタジオ		1,210	2,090	2,750	6,050
3 附属設備等使用料					
附属設備及び備品使用料	市長が定める額				
駐車料金	1 台 1 回につき 500 円				

(松戸市市民センター条例の一部改正)

第 2 条 松戸市市民センター条例（昭和 49 年松戸市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「		「	
700	910	710	930
320	430	330	440
270	370	270	380
210	320	220	330
210	270	220	270
160	210	160	220
430	640	440	660
370	590	380	600
270	370	270	380
210	270	220	270
210	270	220	270
—	320	—	330
」を		」に改める。	

(松戸市民会館条例の一部改正)

第3条 松戸市民会館条例（昭和44年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第1

市民会館使用料金表

1 ホール使用料							
使用区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時		
ホール	平日	円	円	円	円	円	円
	土・日 曜祝日	8,800	17,600	22,000	44,000	11,000	55,000
第1楽屋		550	550	550	1,320		
第2楽屋		550	550	550	1,320		
第3楽屋		550	550	550	1,320		
楽屋控室		330	330	330	880		
205控室		330	330	330	990		
浴室		550	550	550	1,320		
2 会議室等使用料							
種別	時間	単位	昼間		夜間		
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時			
		時間	円	円	円	円	
101会議室	1		220	270			
102料理教室	1		380	440			
201会議室	1		220	270			
202会議室	1		220	270			
203和室	1		160	220			
204和室	1		160	220			
301会議室	1		660	880			
302会議室	1		220	270			
303音楽室	1		440	550			
304ながいき室	1		無料	550			
305ながいき室	1		無料	330			
306ながいき室	1		無料	220			

3 プラネタリウム室使用料		
使用区分		料金（1人1回につき）
個人	一般	50円
	中学生以下	無料
20人以上の団体	一般	30円
	中学生以下	無料
4 附属設備及び備品使用料		
市長が定める額		

別表第2中「5,400円」を「5,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

（松戸市市民交流会館条例の一部改正）

第4条 松戸市市民交流会館条例（平成28年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 文化施設使用料				
施設	単位（時間）	金額（円）		
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
多目的ホール	1	710	930	
会議室	1	270	380	
音楽スタジオ	1	230	300	
附属設備及び備品	市長が定める額			
2 運動施設使用料				
施設	単位		金額（円）	
	区分	時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
屋内運動場	専用使用	2	2,860	4,290
	普通使用	1人2		220
屋外運動場	専用使用	2		4,400
	普通使用	1人2		220

（松戸市北山会館条例の一部改正）

第5条 松戸市北山会館条例（昭和49年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「210」を「220」に、「430」を「440」に、「540」を「550」に改める。

別表第2式場の項中「23,700円」を「24,200円」に、「47,400円」を「48,400円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「86,400円」を「88,000円」に改める。

(松戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第6条 松戸市スポーツ施設条例(昭和55年松戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

1 有料施設の使用料

	施設	単位 (時間)	使用料(円)		
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	
専用 使用 料	松戸市 東部ス ポーツ パーク	体育館 体育室	2	2,200	3,300
		会議室	1室1	220	330
		和室	1	220	330
	プール		2	こどもプールのみ 1,650	
				25メートルプールのみ 3,300	
				プール全面 4,950	
	テニスコート	1面1	440		
	野球場	2	3,300		
	松戸市 クリー ンセン ター	体育室	2	2,200	3,300
		温水プール	2	こどもプールのみ 3,300	
				25メートルプールのみ 6,600	
プール全面 9,900					
テニスコート	1面1	440			
松戸市 新松戸 プール	プール	1	3,300		
松戸市 新松戸 庭球場	テニスコート	1面1	440		
松戸市 小金原 体育館	競技場	2	2,860	4,290	
	プレールーム	2	1,650	2,420	
	小体育室	2	1,650	2,420	
	会議室	1室1	220	330	

		和室	1 室 1	220	330		
		放送設備	1		330		
松戸市 常盤平 体育館		競技場	2	2,200	3,300		
		プレールーム	2	1,650	2,420		
		小体育室	2	1,650	2,420		
		卓球室	2	1,650	2,420		
		会議室	1 室 1	220	330		
		放送設備	1		330		
松戸市 和名ケ 谷スポ ーツセ ンター		体育室	2	3,140	4,710		
		小体育室	2	1,040	1,570		
		温水プール	2	25 メートルプール のみ 8,380	25 メートルプール のみ 12,570		
			午前 午後 夜間 終日	午前（午 前 9 時～ 午後 1 時）プー ル全面 377,140	午後（午 後 1 時～ 午後 5 時）プー ル全面 377,140	夜間（午 後 5 時～ 午後 9 時）プー ル全面 565,710	終日（午 前 9 時～ 午後 9 時）プー ル全面 1,320,000
			多目的ホール	2	1,040	1,570	
			和室	40 畳	1 室 1	410	620
		12 畳		1 室 1	210	310	
		6 畳		1 室 1	210	310	
		放送設備	1		410		
	普 通 使 用 料	松戸市 東部ス ポーツ パーク	体育室	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50	
		プール	1 人 2	一般 210	幼児、小・中学生 無料		
松戸市 クリー ンセン ター		体育室	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		温水プール	1 人 2	一般 410	幼児、小・中学生 100		
松戸市 新松戸 プール		プール	1 人 2	一般 210	幼児、小・中学生 無料		
松戸市 小金原 体育館		競技場	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		プレールーム	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		小体育室	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
松戸市 常盤平 体育館		競技場	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		プレールーム	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		小体育室	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		
		卓球室	1 人 2	一般 220	幼児、小・中学生 50		

松戸市 和名ヶ 谷スポ ーツセ ンター	体育室	1人2	一般 310 幼児、小・中学生 100
	小体育室	1人2	一般 310 幼児、小・中学生 100
	温水プール	1人	一般 最初の1時間まで 310 以後30分増すまでごとに 150 幼児、小・中学生 最初の1時間まで 100 以後30分増すまでごとに 50
	浴室	1人	一般 410 幼児、小・中学生、60歳以上 210
	トレーニング室	1人2	300
	多目的ホール	1人2	310

別表第2第2項第1号専用使用料の表中「430」を「440」に、「210」を「220」に改め、同号付帯設備使用料の表中「430」を「440」に、「320」を「330」に改め、同項第2号普通使用料の表中「200」を「210」に改め、同号専用使用料の表中「3,240」を「3,300」に改め、同項第3号普通使用料の表中「210」を「220」に改め、同号専用使用料の表中「1,620」を「1,650」に、「540」を「550」に、「210」を「220」に改め、同項第4号専用使用料の表中「5,500」を「5,610」に、「1,830」を「1,870」に改め、同号付帯設備使用料の表中「1,080」を「1,100」に、「640」を「660」に、「3,240」を「3,300」に改め、同項第5号普通使用料の表松戸運動公園体育館の項中「210」を「220」に改め、同表柿ノ木台公園体育館の項中

「

1人 2時間	320
1人 2時間	100
1人 2時間	320
1人 2時間	100
1人 2時間	320
/	
1人 2時間	320
1人 2時間	100
1人 2時間	320
1人 2時間	100

「

1人 2時間	330
1人 2時間	110
1人 2時間	330
1人 2時間	110
1人 2時間	330
/	
1人 2時間	330
1人 2時間	110
1人 2時間	330
1人 2時間	110

」を

」に改め、同号専用

使用料の表中

「

2時間	3,240
2時間	2,160
2時間	1,080
2時間	3,240
2時間	1,620
1時間	540
1時間	1,080
備考に定める額	
1時間	1,080
2時間	2,160
2時間	2,160
1時間	210
1時間	210

「

2時間	3,300
2時間	2,200
2時間	1,100
2時間	3,300
2時間	1,650
1時間	550
1時間	1,100
備考に定める額	
1時間	1,100
2時間	2,200
2時間	2,200
1時間	220
1時間	220

」を

」に改め、同表備考

の表中

「

5,860	8,790
1,950	2,930
11,720	17,590
17,590	26,380
82,100	123,150
3,240	4,860
1,080	1,620

「

5,970	8,950
1,990	2,980
11,940	17,910
17,910	26,870
83,620	125,430
3,300	4,950
1,100	1,650

」を

」に改め、同号付帯

設備使用料の表中「320」を「330」に、「430」を「440」に改め、同項第

6号普通使用料の表中「210」を「220」に改め、同号専用使用料の表中

「

4,320
1,440
8,640
12,960
51,840
210
210

「

4,400
1,470
8,800
13,200
52,800
220
220

」を

」に改め、同号付帯設備使用料の表中

「320」を「330」に、「2,700」を「2,750」に改める。

(松戸市勤労会館条例の一部改正)

第7条 松戸市勤労会館条例(昭和55年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

270	370
210	320
160	210
700	910

」を

「

270	380
220	330
160	220
710	930

」に改める。

(松戸市女性センター条例の一部改正)

第8条 松戸市女性センター条例(平成6年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「第6条関係」を「第3条・第6条関係」に、

「

160 (円)	210 (円)
270	370
160	210
160	210
320	430

」を

「

160 (円)	220 (円)
270	380
160	220
160	220
330	440

」に改める。

(まつど市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第9条 まつど市民活動サポートセンター条例(平成15年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円
640
210
210
1,080
370
210

」を

「

円
660
220
220
1,100
380
220

」に改める。

(松戸市手数料条例の一部改正)

第10条 松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表中「123,984円」を「126,280円」に、「152,280円」を「155,100円」に、「167,076円」を「170,170円」に、「209,736円」を「213,620円」に、「352,296円」を「358,820円」に、「176,796円」を「180,070円」に、「233,604円」を「237,930円」に、「266,868円」を「271,810円」に、「352,080円」を「358,600円」に、「641,628円」を「653,510円」に改める。

(松戸市行政財産使用料条例の一部改正)

第11条 松戸市行政財産使用料条例(昭和56年松戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中「34,560円」を「35,200円」に改める。

(松戸市民劇場条例の一部改正)

第12条 松戸市民劇場条例(昭和56年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

松戸市民劇場使用料金表

利用単位		午前	午後	夜間	全日	備考
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4 時30分	午後5時 30分～ 午後9時	午前9時 ～午後9 時	
ホール	平日	円 4,400	円 8,800	円 11,000	円 22,000	舞台を 含む。
	土・日曜 祝日	5,500	11,000	13,200	27,500	
第1楽屋		330	330	330	880	
第2楽屋		330	330	330	880	

第1会議室		660	660	660	1,870	
第2会議室		660	660	660	1,870	
第3会議室		990	990	990	2,860	

備考

- 1 営利を目的として利用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 前項の者が第1項に該当する場合の使用料は、同項においてそれぞれ算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 利用単位を超えて利用する場合は、1時間に限り認めるものとし、その使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加えた額とする。
- 5 冷房又は暖房施設を利用する場合のホール使用料は、各使用料に、1時間につき冷暖房施設使用料として550円を加えた額とする。

別表第2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

附属設備及び備品使用料金表

種別	品名	単位	使用料
照明設備			円
	フットライト	1式	160
	第1ボーダーライト	1式	550
	第2ボーダーライト	1式	550
	アッパーホリゾンライト	1式	330
	ロアーホリゾンライト	1式	330
	スポットライト（1.5kW）	1台	530
	スポットライト（1kW）	1台	330
	スポットライト（650W）	1台	220
	スポットライト（500W）	1台	160
	ピンスポットライト（ハロゲン1kW）	1台	660
	ピンスポットライト（ハロゲン650W）	1台	440
	ピンスポットライト（キセノン1kW）	1台	2,200
	シーリングスポットライト	1式	440
	照明セットA	1式	2,580
	照明セットB	1式	4,740
	照明セットC	1式	9,670
	マシン・ミラーボール類	1台	330
先玉レンズ	1台	110	

	元玉レンズ	1台	110
音響設備	拡声装置	1式	1,100
	マイクロホン（有線）	1本	110
	コンデンサーマイクロホン	1本	330
	ワイヤレスマイクロホン	1本	220
	MDレコーダー	1台	330
	CDプレーヤー	1台	330
	カセットレコーダー	1台	330
舞台設備	演壇	1台	110
	屏風	1双	550
	山台（1号）	1枚	50
	山台（2号）	1枚	110
	山台（3号）	1枚	160
	司会者台	1台	110
	指揮者用譜面台（指揮台付）	1台	110
	譜面台	1本	50
	緋毛せん	1枚	330
	松羽目	1式	880
	所作台	1式	2,200
	ござ	1枚	50
	山台用ぎぶとん	1枚	110
	カーペット	1枚	110
映像設備	液晶プロジェクター	1台	1,100
	スクリーン	1式	550
楽器	ピアノ（グランド型）	1台	3,300
その他	持込器具	1kWにつき	110

（松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 松戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
160	210
210	320
320	430
700	910

「

円	円
160	220
220	330
330	440
710	930

」を

」に改める。

(松戸市文化ホール条例の一部改正)

第14条 松戸市文化ホール条例(昭和49年松戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,130」を「1,150」に、「2,260」を「2,310」に改める。

(松戸市立博物館条例の一部改正)

第15条 松戸市立博物館条例(平成4年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に改める。

(松雲亭の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 松雲亭の設置及び管理に関する条例(昭和53年松戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に改める。

(松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

430円	640円
270	370
270	370
210	270
750	1,080
210	270
160	210
320	430

」を「

440円	660円
270	380
270	380
220	270
770	1,100
220	270
160	220
330	440

」に改める。

(松戸市健康福祉会館条例の一部改正)

第18条 松戸市健康福祉会館条例(平成9年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

270	370
270	370
270	370
700	910
270	370

「

270	380
270	380
270	380
710	930
270	380

」を 」に改める。

(松戸市総合福祉会館条例の一部改正)

第19条 松戸市総合福祉会館条例(昭和51年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に改める。

(松戸市シニア交流センター条例の一部改正)

第20条 松戸市シニア交流センター条例(平成17年松戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に改める。

(松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第21条 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第39条中「に100分の108を乗じて得た額」及び「(市が粗大ごみを収集運搬した場合における手数料にあっては、同表に定める額)」を削る。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第39条関係)

廃棄物処理手数料

廃棄物の種別	取扱区分別手数料等	
	取扱区分	手数料
一般廃棄物(粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く。)	処分	1キログラムにつき 17.6円
産業廃棄物	処分	1キログラムにつき 30.8円
粗大ごみ	市が収集運搬した場合	1点につき 1,000円

	市民が自ら搬入した場合	1 キログラムにつき 17.6 円		
動物死体	市が収集運搬した場合	1 頭につき 1,650 円		
	市民が自ら搬入した場合	1 頭につき 1,100 円		
し尿	人頭制	世帯 人数	くみ取り手数料（月 額）	くみ取 り回数
		1 人	462 円	原則と して月 1 回又 は月 2 回
		2 人	693 円	
		3 人	924 円	
		4 人	1,386 円	
		5 人	1,617 円	
	6 人 以上	1,617 円に、1 人増 すごとに 231 円を加 算した額		
従量制	1 リットル当たり 8.69 円		随時	
	許可業者が搬入する場合	1.8 キロリットルにつき 550 円		
浄化槽汚泥	処分	1.8 キロリットルにつき 550 円		

（松戸市霊柩自動車条例の一部改正）

第 2 2 条 松戸市霊柩自動車条例（昭和 3 6 年松戸市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1,390 円」を「1,430 円」に改める。

別表中「8,700 円」を「8,900 円」に、「17,400 円」を「17,800 円」に改める。

（松戸市営白井聖地公園条例の一部改正）

第 2 3 条 松戸市営白井聖地公園条例（昭和 6 2 年松戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,184 円」を「5,280 円」に改め、同表備考第 3 項中「432 円」を「440 円」に改める。

（松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

第 2 4 条 松戸市公設地方卸売市場業務条例（昭和 5 8 年松戸市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第59条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(松戸市道路占用料条例の一部改正)

第25条 松戸市道路占用料条例（昭和49年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(松戸市自転車駐車場条例の一部改正)

第26条 松戸市自転車駐車場条例（平成8年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表定期使用（月額）の項を次のように改める。

定期使用 （月額）	自転車	一般	1,570円	1,040円	1,250円	830円
		高校生以下	1,040円	730円	830円	520円
	原動機付自転車及び普通自動二輪車		2,300円	1,780円	1,880円	1,460円

(松戸市都市公園条例の一部改正)

第27条 松戸市都市公園条例（昭和34年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	「										
<table border="1"><tr><td>280</td></tr><tr><td>86</td></tr><tr><td>2,808</td></tr><tr><td>280</td></tr><tr><td>2,808</td></tr></table>	280	86	2,808	280	2,808	<table border="1"><tr><td>286</td></tr><tr><td>88</td></tr><tr><td>2,860</td></tr><tr><td>286</td></tr><tr><td>2,860</td></tr></table>	286	88	2,860	286	2,860
280											
86											
2,808											
280											
2,808											
286											
88											
2,860											
286											
2,860											
」を	」に改める。										

別表第2中「21」を「22」に改める。

(松戸市下水道条例の一部改正)

第28条 松戸市下水道条例（昭和56年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般汚水の項中「1,041.12円」を「1,060.4円」に、「138.24

円」を「140.8円」に、「174.96円」を「178.2円」に、「206.28円」を「210.1円」に、「302.40円」を「308円」に、「366.12円」を「372.9円」に、「477.36円」を「486.2円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「23.76円」を「24.2円」に改める。

別表第2備考第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。
(松戸市準用河川占用料条例の一部改正)

第29条 松戸市準用河川占用料条例（平成12年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。
(松戸市水道事業給水条例の一部改正)

第30条 松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第32条の3第2項中「54,000円」を「55,000円」に改める。

別表第1専用給水装置の項一般用の目中「982.8円」を「1,001円」に、「172.8円」を「176円」に、「259.2円」を「264円」に、「291.6円」を「297円」に、「356.4円」を「363円」に、「399.6円」を「407円」に、「442.8円」を「451円」に改め、同項公衆浴場用の目中「3,240円」を「3,300円」に、「54.0円」を「55円」に改め、同表備考第2項中「442.8円」を「451円」に改める。

別表第3中

「

108,000円
291,600円
496,800円
680,400円
1,512,000円
2,700,000円
7,236,000円
15,120,000円

」を

「

110,000円
297,000円
506,000円
693,000円
1,540,000円
2,750,000円
7,370,000円
15,400,000円

」に改める。

(松戸市立総合医療センター附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 松戸市立総合医療センター附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和52年松戸市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第5号中「515円」を「524円」に改める。

(松戸市病院事業使用料手数料条例の一部改正)

第32条 松戸市病院事業使用料手数料条例(昭和36年松戸市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定による改正後の松戸市手数料条例別表第4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた申請に基づく構造計算適合性判定の審査に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に基づく構造計算適合性判定の審査に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第21条の規定による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条及び別表の規定は、平成31年10月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年9月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

4 第24条の規定による改正後の松戸市公設地方卸売市場業務条例第59条の規定は、平成31年10月分以後の使用料について適用し、同年9月分までの使用料については、なお従前の例による。

5 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年11月30日までの間に計量されるものに係る使用料については、第28条の

規定による改正後の松戸市下水道条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 施行日前から継続している給水で施行日から平成31年11月30日までの間に計量されるものに係る料金、施行日前までに給水装置の新設又は改造の申込みをした者に係る納付金及び施行日前までに松戸市水道事業給水規程（昭和43年松戸市水道事業規程第6号）第14条第1項に規定する承認を受けた者に係る負担金については、第30条の規定による改正後の松戸市水道事業給水条例第32条の3第2項、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。